

薬 第 1 4 6 8 号

平成 27 年 5 月 22 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、平成 27 年 5 月 22 日付けで新たに知事指定薬物を指定し、公示しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる3物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定した。（（1）から（3）に掲げる物質のいずれかを含有する物を含む。）

- (1) 2-（4-エチル-2, 5-ジメトキシフェニル）-N-（2-メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類
- (2) 2-（4-クロロ-2, 5-ジメトキシフェニル）-N-（3, 4, 5-トリメトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類
- (3) 3-〔2-（2-メトキシベンジルアミノ）エチル〕-キナゾリン-2, 4（1H, 3H）-ジオン及びその塩類

2. 知事が公示して定める物

1. (1) から (3) までに掲げる物及びこれらのいずれかを含有する物について、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（平成 24 年大阪府規則第 210 号）第 3 条第 5 号の規定により同号の知事が公示して定める物に定めた。

3. 施行期日

平成 27 年 5 月 23 日

大阪府健康医療部
薬務課麻薬毒劇物グループ
TEL: 06-6941-9078（直通）
FAX: 06-6944-6701